

平塚市個人情報保護法施行条例骨子（案） に関するパブリックコメント

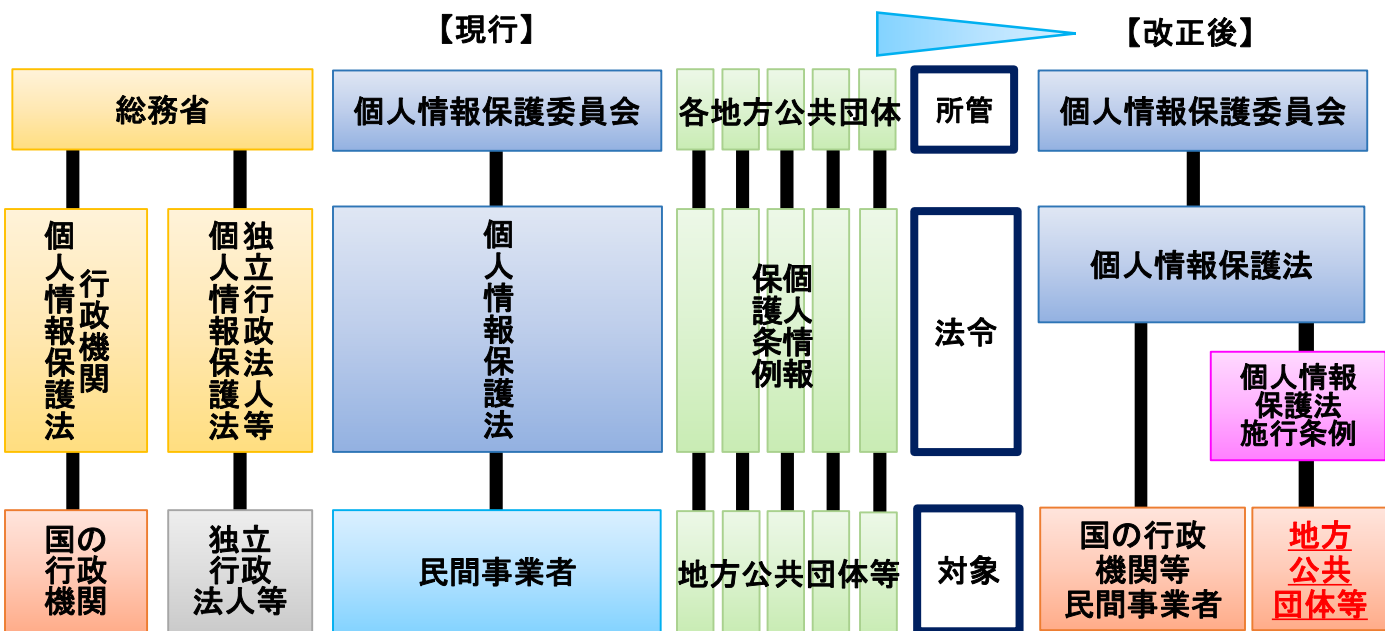


令和4年（2022年）5月

個人情報保護法（以下「法」といいます。）改正に伴い、個人情報保護制度の法体系が、令和5年4月から一本化されます。平塚市では、平塚市個人情報保護条例を廃止し、法により条例に委任された事項を定める平塚市個人情報保護法施行条例（以下「条例」といいます。）の制定の作業をすすめております。この度、条例の骨子（案）を作成し、市民のみなさまのご意見を反映するためパブリックコメントを実施します。



1 個人情報保護法改正によって何が変わるの？



市の保有する個人情報を適正に保護するため平塚市個人情報保護条例を適用した後、「行政機関個人情報保護法」「独立行政法人等個人情報保護法」「個人情報保護法」が機関ごとに制定され、適用されてきました。しかし、法の改正により各法令及び条例が一本化され、内閣府外局の個人情報保護委員会が一元的に所管することになります。

2 法と条例を一本化するとどんな影響があるの？

【現行から継続する】

- 収集の制限
- 利用及び提供の制限
- 開示請求
- 訂正請求
- 利用停止請求
- 審査請求

【新設する】

個人情報ファイル簿

【廃止する】

個人情報取扱事務登録簿

【導入を見送る】

匿名加工情報

「個人情報事務取扱登録簿」を廃止し、「個人情報ファイル簿」を新しく作成し、公表することが主な変更です。ホームページ等により市民のみなさまの個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができます。

匿名加工情報ってなに？

特定の個人を識別することができないようにした個人の情報で、その情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものです。民間の研究機関に匿名加工情報を提供することにより、より利便性の高い商品やサービス開発に役立てられることが期待されています。平塚市では検討に時間を要するため、条例施行時点での導入を見送る予定です。



3 条例で決めるべきところは平塚市ではどうするの？

要配慮 個人情報

法で ①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪の履歴 ⑥犯罪被害の事実 ⑦障がいのあること ⑧健康診断の結果 ⑨医師等による指導又は診療内容 ⑩被疑者又は被告人として逮捕、捜索など刑事事件に関する手続きが行われたこと ⑪少年の保護事件に関する手続きが行われていたことが定義されています。

現行の平塚市個人情報保護条例では上記と同等の定義としていたため、条例でも要配慮個人情報の項目を増やさない予定です。



法は保有個人情報開示請求時に手数料を請求できると規定しています。しかし、平塚市では手数料を不要としているため、条例でも手数料を0円とする予定です。現行と同様に開示文書交付時に実費（コピー代相当分）を申し受ける予定です。



保有個人情報 開示請求時の 手数料

保有個人情報 開示請求から 決定までの期日

◇◆個人情報保護条例 ◆◇

開示請求⇒決定 15日
期間延長が必要な場合 +45日
合計60日

◇◆◇◆法 ◆◇◆◇

開示請求⇒決定 30日
期間延長が必要な場合 +30日
合計60日

現行の平塚市個人情報保護条例では上記左欄の期日ですが、法適用になると上記右欄の以内の日数で各市の条例で定めることとなっています。平塚市の場合は法の定められた通りの日数とする予定です。

4 今後の予定は？

令和4年（2022年）

令和5年（2023年）

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
パブ コメ 実施	パブ コメ 公表						議会 上程				条例 施行

5 意見の提出先は？



平塚市 市民部 市民情報・相談課



郵送先：〒254-8686 平塚市浅間町9-1

FAX：0463-21-9601

直接持参：平塚市役所 本館5階 D516窓口

電子メール：jousou@city.hiratsuka.kanagawa.jp

電子申請：右側にある2次元バーコードからアクセス



市民の皆様のご意見をお待ちしております。